本件事故当時、川内村に居住していた申立人らが、避難費用、精神的損害及び 就労不能に伴う損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1、同X2及び同X3(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 別紙記載のとおり 期 間 自 平成23年3月11日 至 平成23年8月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金4,852,114円の支払義務のあることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として1、900、000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限り、その 遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何ら の債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月24日

(別紙)

1. X1

避難生活等による精神的損害620,000円避難・帰宅費用160,000円一時立入費用248,000円

	就労不能損害	1,	486,	144円
	検査費用(人)		20,	000円
2.	X 2			
	避難生活等による精神的損害		620,	000円
	生命・身体的損害		110,	350円
3.	X 3			
	避難生活等による精神的損害		620,	000円
	就労不能損害		967,	620円

(仲介委員 安藤武久)